

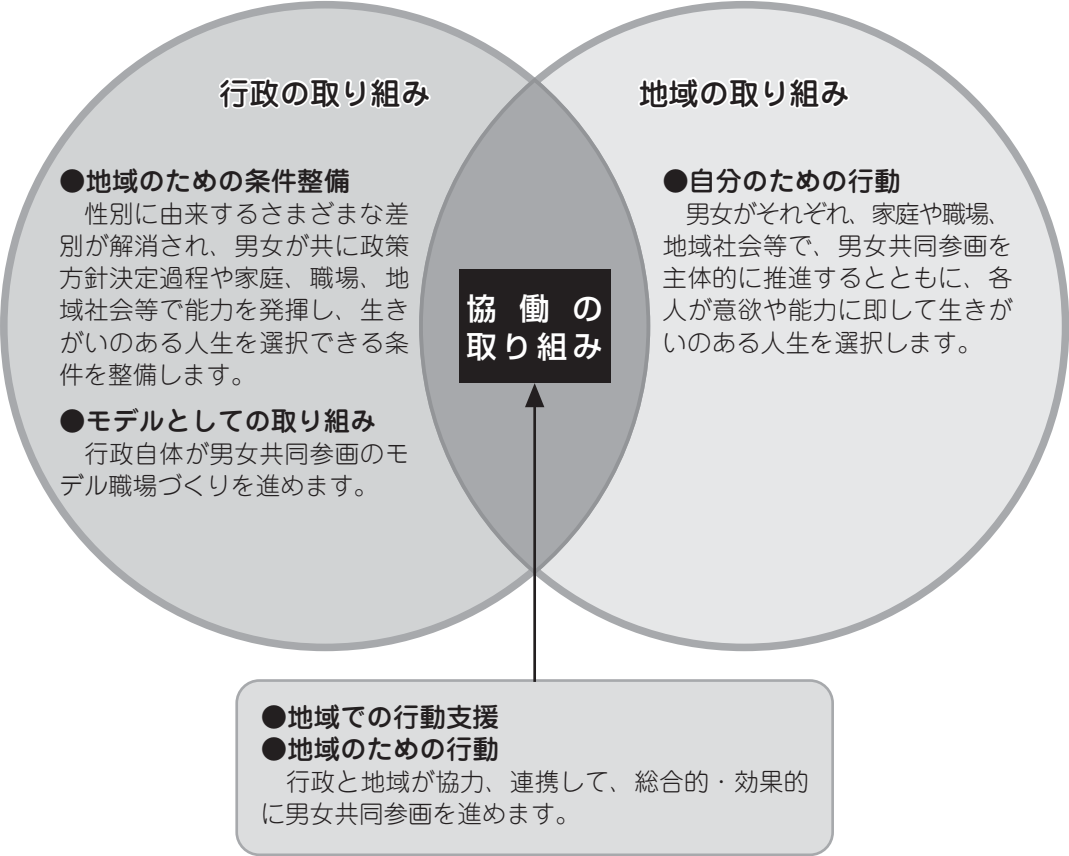
## ■目標実現に向けての行政と地域の取り組みのあり方

この章では、生駒市がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、第1章に掲げた4つの基本目標を達成するための取り組みを示しています。取り組みは、行政と地域のそれぞれについて示しています。

行政の取り組みは、男女共同参画社会の形成に向けての地域のための条件整備をはじめ、地域との協働による地域の行動を支える取り組み、行政が男女共同参画社会のモデルとなる取り組みなどで、具体的な施策・事業を提示しています。

地域の取り組みは、市民、事業者、各種団体等がそれぞれ家庭や職場、地域社会等で自分自身あるいはみんなのために望まれる行動を具体的に示しています。

### ■行政と地域の取り組みイメージ



基本方針 1 人権意識を高め、男女の人権を守ります

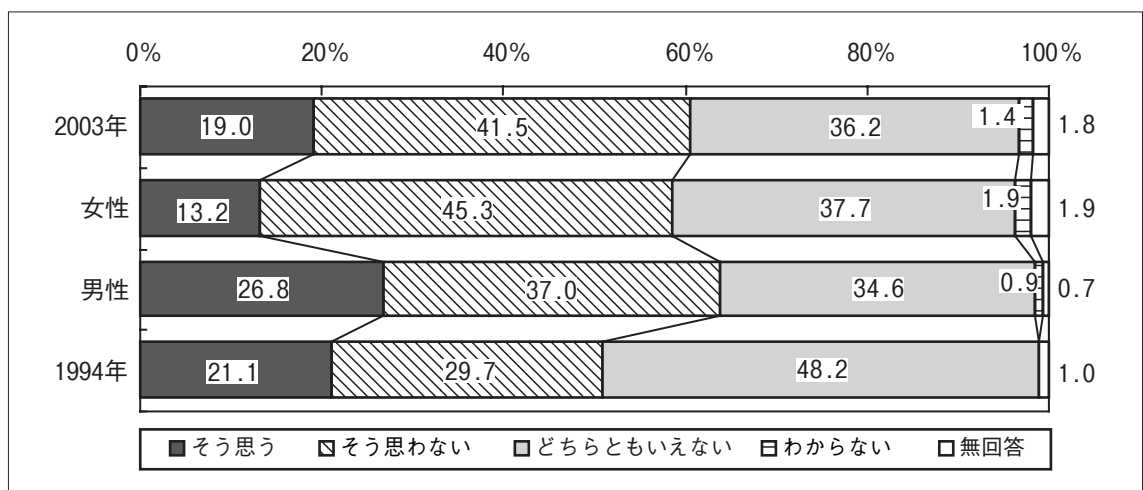
現況と課題

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識<sup>\*</sup>について、全体としては否定する人が増えているものの、まだ男女の意識差は消えておらず、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という決めつけと、それに基づく慣習や行動も依然として見られます。また、性同一性障害に対する理解も不十分な状況です。性差別や固定的な性別役割分担意識<sup>\*</sup>、ジェンダー意識<sup>\*</sup>は、男女の平等と自立を阻むものであることから、一人ひとりの人権を尊重し、認め合うとともに、男女がともにあらゆる分野に参画できるよう、性別によらない人権意識を持つことが重要です。

また、女性に対する人権侵害意識も男女で開きが見られ、ドメスティック・バイオレンス<sup>\*</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>については、その認識を深めてもらうよう啓発を進めるとともに、人権擁護の取り組みも充実する必要があります。

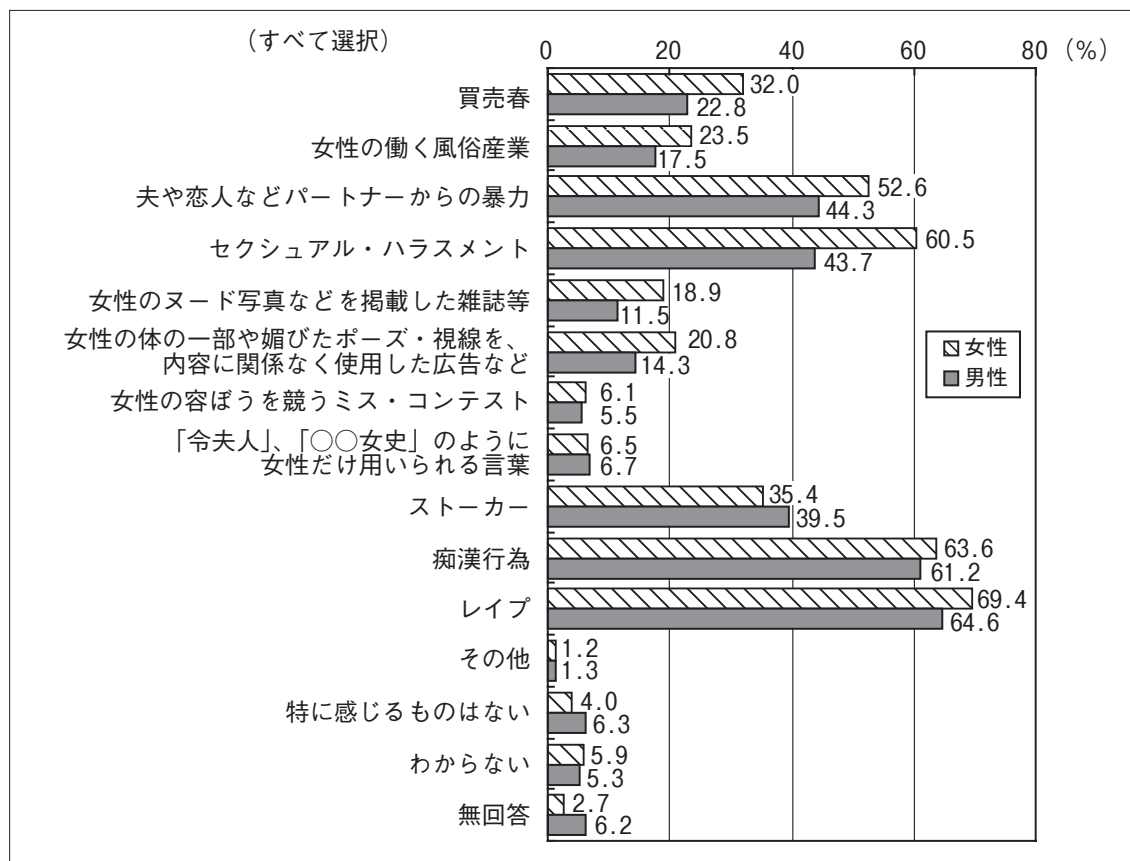
さらに、近年では青少年に関する凶悪事件や引きこもりなどの問題行動の増加や、インターネットの普及などに伴う有害情報から事件や事故に巻き込まれる現状がみられ、小さい頃から社会性や生きる力、規範意識などを育むとともに、情報の受け手側がさまざまなメディアからの情報を、主体的に判断でき、自己発信する能力（メディア・リテラシー<sup>\*</sup>）を高める必要があります。

■性別役割分担意識<sup>\*</sup>—「男は仕事、女は家庭」について—



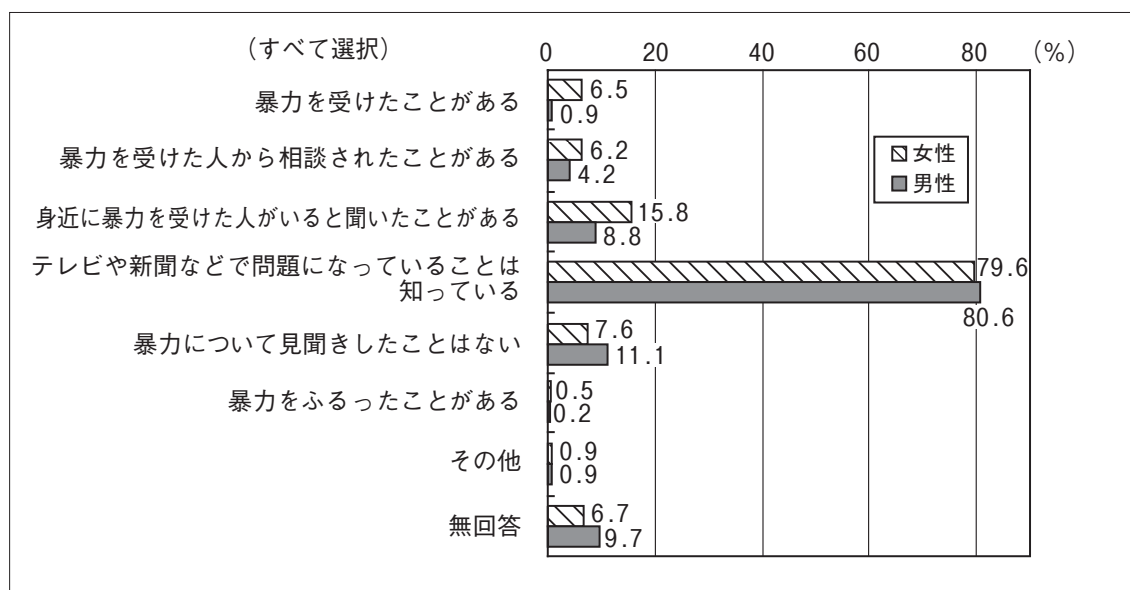
資料：2003年市民アンケート調査

### ■女性に対する人権侵害と感ずること



資料：2003年市民アンケート調査

### ■ドメスティック・バイオレンスの経験等\*



資料：2003年市民アンケート調査

## 基本方針の考え方

真に豊かな男女共同参画社会を築くため、性の尊重、人権の尊重を基盤とした社会づくりを進める必要があります。そのため、さまざまなメディアや機会を活用して、性差別は人権問題であることの認識を深め、男女の人権を確立するための意識を高めるとともに、部落差別をはじめ障がい者、外国人などに対するあらゆる差別を許さない、すべての人権が尊重される人権文化の醸成に努めます。

また、メディアによる情報発信は男女共同参画社会を築く上で大きな役割を果たすとともに、その影響も大きいことから、ジェンダー<sup>\*</sup>にとらわれない表現の推進や情報の受け手側の意識を高めるなど、メディアにおける女性の人権侵害の防止に努めます。

さらに、ドメスティック・バイオレンス<sup>\*</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>、高齢者や児童に対する虐待などあらゆる暴力をなくすため、人権尊重に向けた啓発を強化するとともに、関係機関との連携を強化し被害者の支援に努めます。

## 基本施策とその内容

### 基本施策1 男女の人権を確立するための意識を高めます

施策項目	具体的な施策・事業
①啓発・広報活動の推進	●広報紙や情報誌等による男女共同参画に関する啓発
②啓発資料の収集・作成	●女性問題や男女共同参画に関する図書や関連資料の収集・提供 ●男女共同参画に関する意識や実態等の把握
③啓発行事の開催	●いこま女と男 You&Iフェスタ等男女共同参画イベントや人権関連イベントの開催
④ジェンダー <sup>*</sup> にとらわれない表現の推進	●ジェンダー <sup>*</sup> にとらわれない視点での広報紙等市の刊行物の点検と表現の改善 ●行政文書様式から性別記載欄を削除する等性同一性障害者 <sup>*</sup> 等への配慮 ●講座や研修会の開催等メディア・リテラシー <sup>*</sup> 向上のための啓発や学習機会の提供
⑤メディアによる女性の人権侵害の防止	●性犯罪や買売春、性の商品化等につながる性表現や暴力表現を防止する意識の普及・啓発 ●テレビ、インターネット等メディアにおける女性の人権と性に対する正しい知識の育成・普及

## 基本施策2 暴力や虐待を許さない地域づくりを進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙や情報誌等によるDV<sup>*</sup>、ストーカー等の暴力や虐待防止に関する啓発や情報提供</li> <li>●夫・パートナーからの暴力をなくすための意識啓発研修会等の開催</li> <li>●セクシュアル・ハラスメント<sup>*</sup>等に関する事業者、地域等への啓発活動の推進</li> </ul>
②暴力防止のための能力養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育関係者、幼児教育・学校教育関係者等への研修の充実</li> </ul>
③地域での見守りや防止等取り組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生児童委員、青少年指導委員等関係団体との連携や研修の充実</li> <li>●警察、病院等との連携体制の整備</li> <li>●児童や高齢者への虐待に関する意識啓発や地域での防止の取り組みの促進</li> </ul>

## 基本施策3 暴力や虐待についての相談・支援体制を整えます

施策項目	具体的な施策・事業
①暴力相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民基本台帳事務等におけるDV<sup>*</sup>・ストーカー被害者保護措置の推進</li> <li>●法律相談やフェミニストカウンセリング、京阪奈北近隣6市の広域連携等の相談窓口の充実</li> <li>●被害女性の一時保護、自立支援における県、民間シェルター<sup>*</sup>等との連携、支援体制の検討</li> <li>●虐待防止、暴力防止ネットワークの整備による関係機関・団体との情報交換や支援体制の充実</li> <li>●相談員等の養成や研修の充実</li> </ul>
②虐待相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童や高齢者等への虐待に関する相談体制の充実</li> <li>●関係機関との連携による虐待を受けている児童や高齢者の保護等の体制の整備・充実</li> </ul>

### 地域での取り組み

- 市民一人ひとりが人権について考え、性差別等さまざまな問題への理解を深めましょう。
- 事業者等は、女性問題や男女共同参画について関心を持ち、従業員に対する啓発・教育を進めましょう。
- 行政刊行物や事業者等の刊行物については、性別にとらわれていないか、性差別や女性に対する暴力を助長するような表現になっていないか意識してみましょう。
- ドメスティック・バイオレンス<sup>\*</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>のみならず、買春等についても、女性の人権を侵害するものであり、犯罪であることを認識しましょう。

また、被害者は泣き寝入りすることなく、相談機関に相談しましょう。

- 児童虐待の通告義務があることの認識をもちましょう。また、夫やパートナー、家族等から暴力を受けたりしている女性や高齢者等がいることを知ったり、感じたりした場合は、関係機関に連絡しましょう。
- 地域のさまざまな団体は、行政や関係機関、地域の人々と連携し、地域のことやそこに住む子どもから高齢者までさまざまな人々のことに目を向け、差別的な事象や虐待・暴力防止に協働で取り組みましょう。

## 基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育を進めます

### 現況と課題

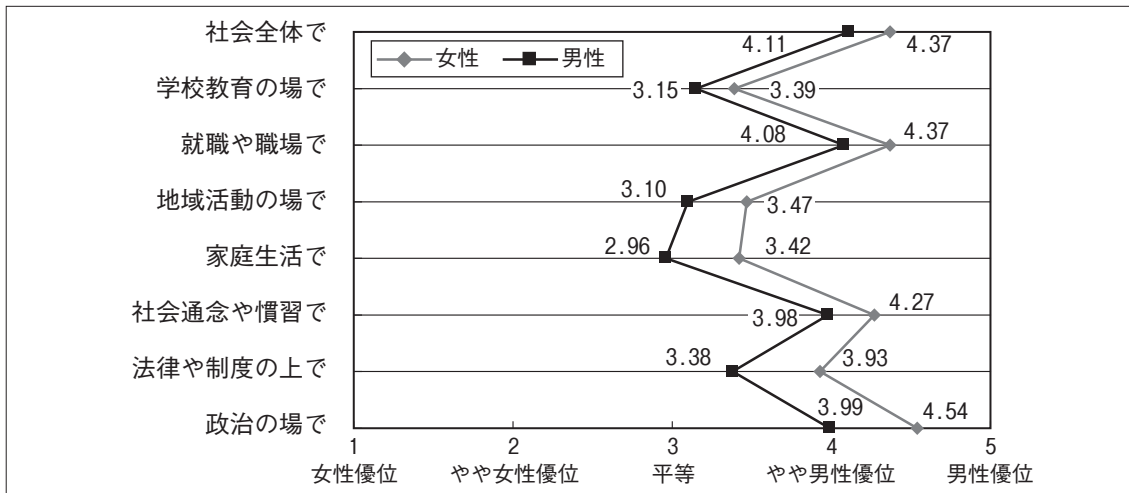
人格を形成する幼年期から青年期において、男女共同参画の視点に立った教育の果たす役割は、非常に大切です。

本市のすべての市立保育園、幼稚園、小学校では、男女混合名簿がすでに使用され、中学校でも一部導入されています。また、男女の地位の平等観については、職場や政治の場が男性優位と受け止められていることと違い、学校教育の場は男女のどちらとも平等になっていると受け止める傾向にあります。

しかし、男女の互いの性の尊重や平等についての認識や価値観は、幼い頃から家庭、学校、地域社会の中で形成されることから、それぞれが連携して人権尊重と男女共同参画の視点に立った教育を進める必要があります。

家庭教育においても、子どもを取り巻く大人たちがまず男女共同参画を理解し、子どもの性別にかかわらず、それぞれ個性ある人間としてその子らしく生きていけるように、子どもに接していくことが大切です。

■男女の地位の平等観（加重平均）



資料：2003年市民アンケート調査

### 基本方針の考え方

学校等においては、男女が共に思いやりの気持ちや心豊かにたくましく生きる力を育むことを基本に、性別にとらわれず主体的な生き方ができ、また一人ひとりの個性を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った保育・教育を進めます。

さらに、保育・教育関係者が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう、そのための研修等の充実も必要です。

また、家庭にあっては、子ども一人ひとりの個性を育み、豊かな人間関係を築けるよう



な家庭教育の促進に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識やジェンダー意識に関する問題、あるいは男女共同参画社会の考え方や女性の人権問題など、地域社会とのかかわりの中で幅広く理解・認識できるよう、各種講座や研修による学習を促進します。

## 基本施策とその内容

### 基本施策4 学校等において男女共同参画の視点に立った教育を進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①男女共同参画と個性の尊重を重視する保育・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園、幼稚園、学校における男女共同参画と個性の尊重を基本とする保育や教育の推進</li> <li>●自立心、自己決定能力、コミュニケーション能力、思いやり等豊かな心を育成する保育や教育の推進</li> <li>●性別にとらわれず、男女が主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した進路・生徒指導の推進</li> <li>●男女の人権尊重の理念のもとに児童・生徒の発達に応じた性教育の推進</li> <li>●男女混合名簿の実施等、教育活動中の男女共同参画の推進</li> <li>●総合学習や技術家庭科の時間を活用しての家事・育児・介護体験授業の実施</li> </ul>
②男女共同参画の視点に立った学校等運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育・教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実</li> <li>●女性教職員の管理職等への登用の推進</li> <li>●保育や学校教育における男女共同参画推進リーダーの養成</li> <li>●男女共同参画の視点に立った保護者会活動等への働きかけの推進</li> </ul>

### 基本施策5 家庭や地域社会において男女共同参画の視点に立った教育を進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①家庭における男女共同参画の視点に立った教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性についての啓発、講座の充実</li> <li>●家庭の教育力を高めるための相談や情報提供の充実</li> </ul>
②地域における男女共同参画の視点に立った教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性センター主催講座等、男女共同参画に関する学習機会の提供</li> <li>●地域における男女共同参画推進リーダーの養成及び男女共同参画を推進する地域の市民団体等への助成支援</li> </ul>

## 地域での取り組み

- 男女共同参画や人権に関する各種講座などに積極的に参加しましょう。
- 「男の子だから」、「女の子だから」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性に応じて子どもに接しましょう。
- 性別にとらわれず、可能性を追求して進路選択をしましょう。
- 男女共同参画の視点に立って地域団体、保護者会活動が運営されているか意識するとともに、研修会等を企画し、会員や保護者への参加を働きかけましょう。



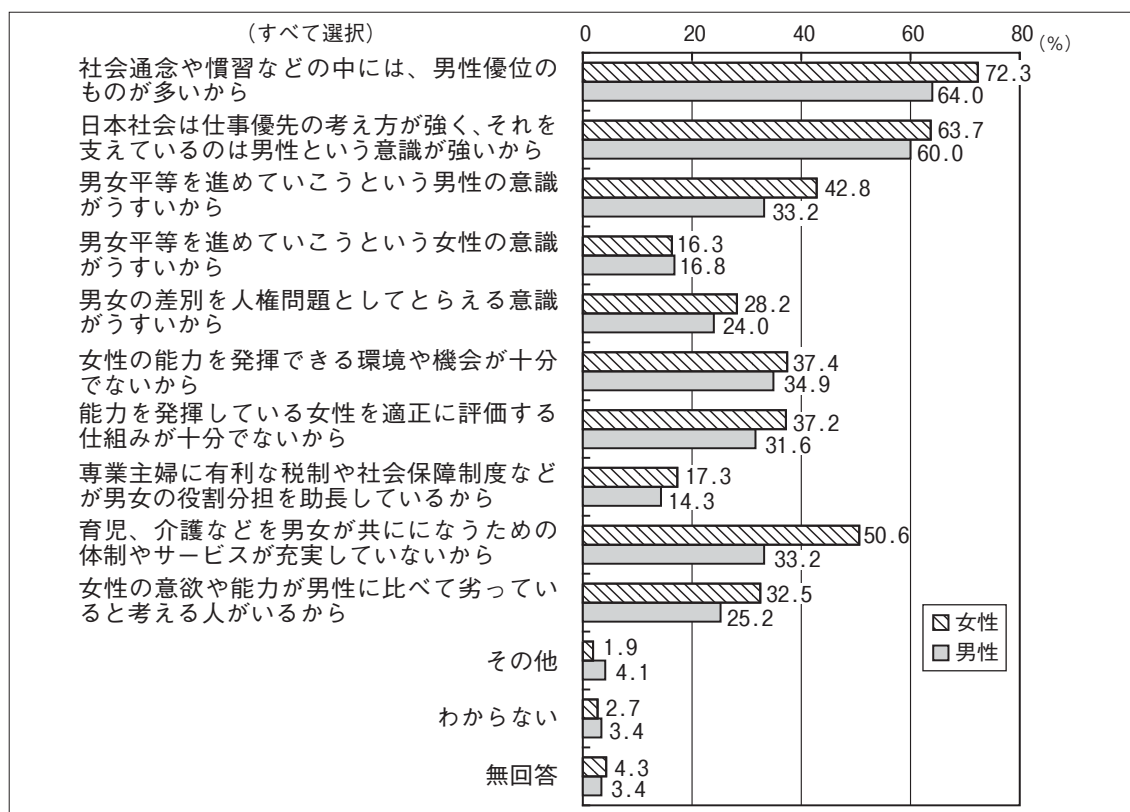
### 基本方針 3 女性の参画を進めます

#### 現況と課題

男性優位と感じる人は依然として多く、特に「政治の場」や「就職や職場」、「社会通念や慣習」でその意識が強くみられます。その大きな理由としては、社会通念や慣習などの中には男性優位のものが多いことや、日本社会は仕事優先の考え方が強く、それを支えているのは男性という意識が強いことなどがあります。

地域の中でも、男性が中心となった代表を選出するなど固定的な性別役割分担意識がみられます。\*  
社会における活動の中で、社会通念や慣習等で何かおかしいと気づいたときには、家庭や地域で具体的な行動につなげていく必要があります。

■男女平等になっていない理由



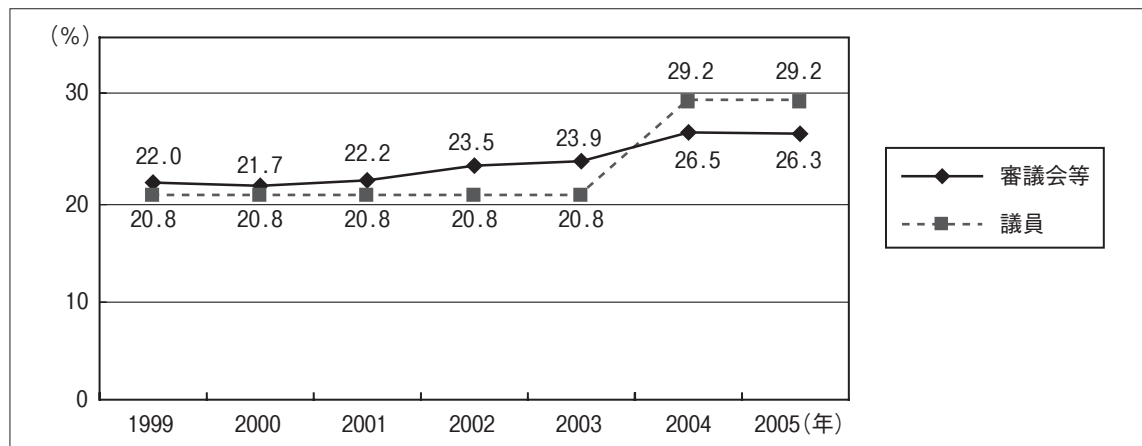
資料：2003年市民アンケート調査

本市の議会における議員定数24人のうち女性議員は2005年（平成17年）3月末現在7人で、議員定数に占める割合は29.2%となっています。また、地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び条例により設置されている審議会等の女性の参画率は26.3%です。

なお、国の動きとしては、国連開発計画「人間開発報告書」[2004年(平成16年)]がまとめている女性の活躍度を示すジェンダー・エンパワーメント指数<sup>\*</sup>では、日本は78か国中38位、また世界経済フォーラムが報告した「国際競争力報告2001～2002年」では、日本女性の経済活動状況が75か国中69位となっており、女性の能力を生かし、活躍度を高めることが緊要の課題とされています。そのため、内閣府の男女共同参画会議で、2003年(平成15年)に「女性のチャレンジ支援策について」<sup>\*</sup>をまとめ、さまざまな分野での支援策の方向性を示しています。

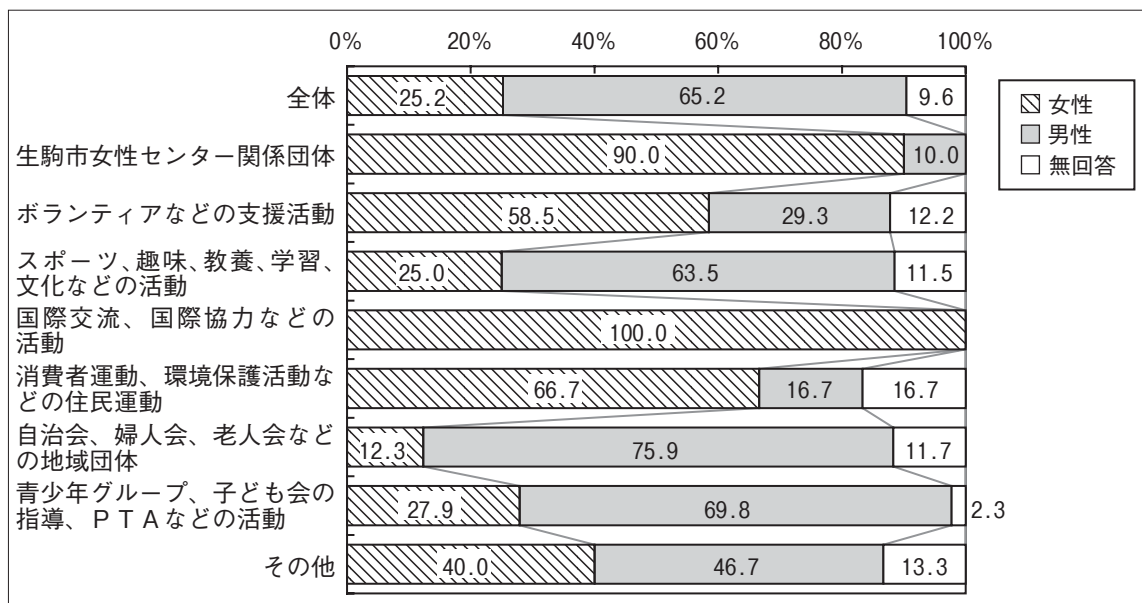
本市においても少子高齢化が急速に進む中で、豊かで活力に満ちた社会を実現し、男女が共に生きがいを持って充実した暮らしが送れるように、意欲と能力のある女性が社会で活躍できるように支援する必要があります。

■委員会等への女性の参画率の推移



資料：女性青少年課、各年3月末

■団体等活動内容別代表者の性別



資料：2003年団体等アンケート調査

## 基本方針の考え方

男女共同参画社会を築くため、慣習や慣行にとらわれず、一人ひとりの個性を育み、可能性を狭めることのないようにすることが重要です。そのため、地域や職場において、男女に不合理なことがないか慣習や慣行の自主的な点検・見直しを促進します。

また、豊かで活力あるまちづくりを進めるために、政策・方針決定過程への女性の参画を積極的・計画的に進めることが重要です。そのため、女性が政治やまちづくりなどについて関心を高めることができるように、啓発を進めるとともに、審議会等市政への女性参画率を高めます。

さらに、市女性職員の管理職への登用を促進するとともに、事業者や地域団体等民間における経営・方針決定への女性の参画が促進されるよう啓発します。

また、意欲と能力のある女性が社会で活躍できるように、県等関係機関と連携しながら多様なチャレンジを支援します。

## 基本施策とその内容

### 基本施策6 男女共同参画の視点に立って慣習や慣行、社会制度を見直します

施策項目	具体的な施策・事業
①地域における慣習等の見直しの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や事業者等での男女共同参画を阻害する慣行等の見直しについての啓発</li> <li>●市内における性別役割分担意識<sup>*</sup>の是正と慣行等の見直しの推進</li> </ul>
②男女共同参画を阻害する制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の視点に立った社会制度や各種事業の点検</li> <li>●男女別統計の作成など男女共同参画実態の把握</li> </ul>

### 基本施策7 政策・方針決定過程への女性の参画を進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①市政への関心の喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性が市政やまちづくり等への関心を高められるよう啓発の推進</li> <li>●市政に対する意見の効果的な運用体制の整備</li> <li>●情報公開制度、行政評価体制の充実など、市民にわかりやすい市政の推進</li> </ul>
②審議会委員等への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会等への女性委員の参画目標を40%とし、また、女性委員がゼロの審議会等の解消</li> <li>●人材リストの作成による女性人材の把握と活用の促進</li> </ul>
③市女性職員の職域拡大と管理監督者への登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女の職域の相互拡大による能力の活用の促進</li> <li>●女性職員の昇任選考試験の受験の奨励や管理職の登用の推進</li> <li>●研修や能力開発の男女の機会均等と男女共同参画の視点に立った職務配置の推進</li> </ul>

施策項目	具体的な施策・事業
④事業者等における経営・方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者における女性の管理職登用や職域拡大、それに伴う能力開発への積極的な取り組み促進のための啓発、情報提供</li> <li>●農業・商工自営業に携わる女性の経営・方針決定過程への参画促進の働きかけ</li> </ul>
⑤地域活動における方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会等各種団体における方針決定の場への女性の参画促進と女性リーダーの養成</li> </ul>

### 基本施策8 女性のチャレンジを支援します

施策項目	具体的な施策・事業
①女性の自立・エンパワメント*に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性のエンパワメント*に向けた意識啓発と学習活動への支援</li> </ul>
②チャレンジ事例の収集・紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>●起業家、研究者、技術者等、従来女性が少なかった分野で活躍している女性の把握と紹介</li> <li>●子育てや介護をしながら地域活動等で活躍している女性の把握と紹介</li> <li>●活躍している女性の顕彰</li> </ul>
③関係機関・団体等とのネットワーク化と情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関・団体等との連携による女性のチャレンジを支援するための各種情報の提供</li> </ul>

#### 地域での取り組み

- 家庭や地域、職場で性別による不合理なことがないかなどを見つめ直し、できることから改善に取り組みましょう。
- 市政、まちづくり、地域の活動等に関心を持ち、学習、地域活動などに参加しましょう。
- 市政に関心を持ち、意見反映の機会や場に積極的に参画しましょう。
- 審議会等委員の募集に積極的に応募するとともに、自治会や各種団体の役員なども積極的に引き受け、みんなで活動に取り組みましょう。
- 事業者は、女性社員の管理職への積極的な登用を進めましょう。

## 基本方針4 男女が共に働きやすい環境づくりを進めます

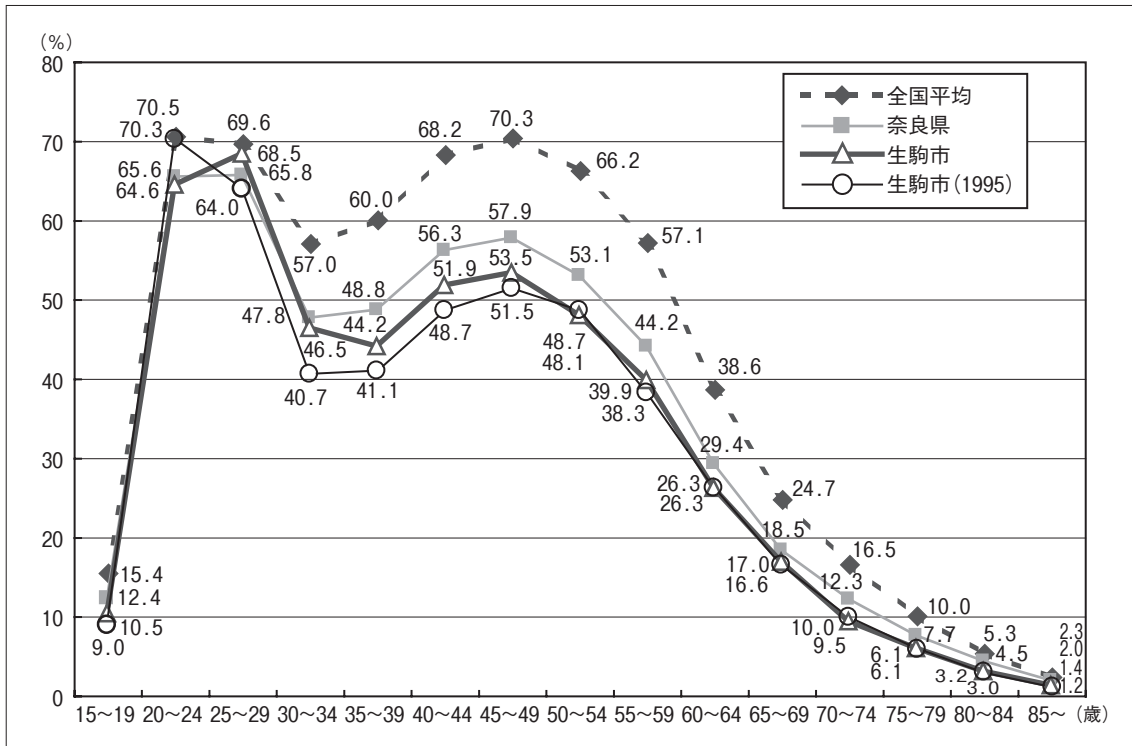
### 現況と課題

働く権利は憲法に保障された男女平等の基本的な人権であり、「男女雇用機会均等法」が改正・施行され、法の上では男女が同じように働くことができるようになりました。しかし、現状は採用や賃金など、雇用の場における男女格差がすべて解消されたとはいえ、雇用の格差を是正し、適正な労働条件を確保するよう、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法などの趣旨や内容について関係機関等を通じて周知に努めています。

本市の女性の労働力率は、2000年(平成12年)国勢調査によると40.1%で、奈良県の40.8%と同程度ですが、全国平均の48.2%より低くなっています。また、年齢階層別の労働力率は、一般的にはM字型カーブを描くとされていますが、本市の場合、20歳代は大差ないものの、30歳代の低下が大きく、再就職する40～50歳代も全国平均や奈良県平均に比べて低くなっています。

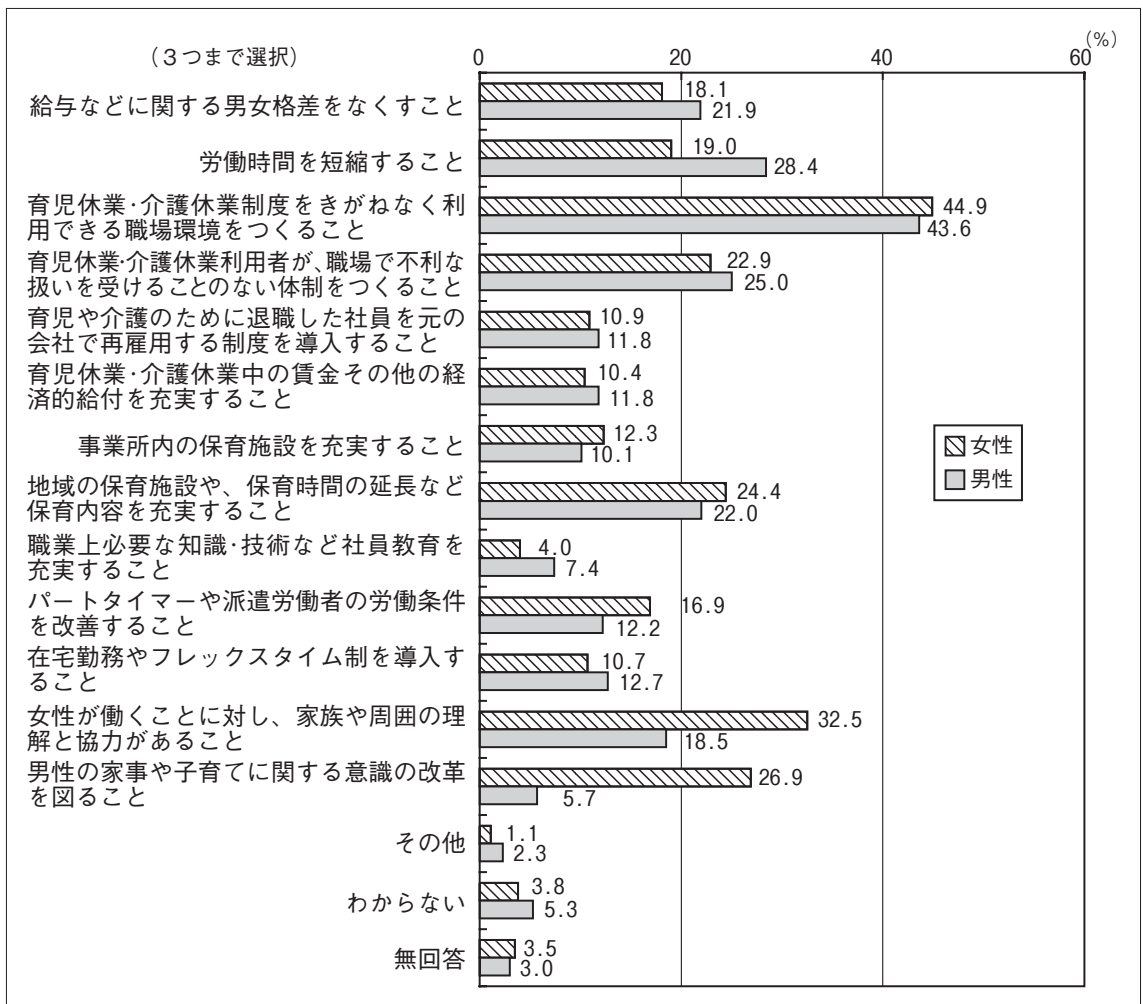
また、仕事と家庭を両立するために、育児休業・介護休業制度をきがねなく利用できる職場環境づくりや女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力が求められています。女性が職業を持つこと自体は是認する人が増加している中で、女性が働くことに対する理解や認識を深めるとともに、ひとり親家庭の親、高齢者、障がい者等も含めてさまざまな人が、多様な働き方ができるように支援することが必要です。

■年齢階層別女性の労働力率の現況 [2000年(平成12年)]



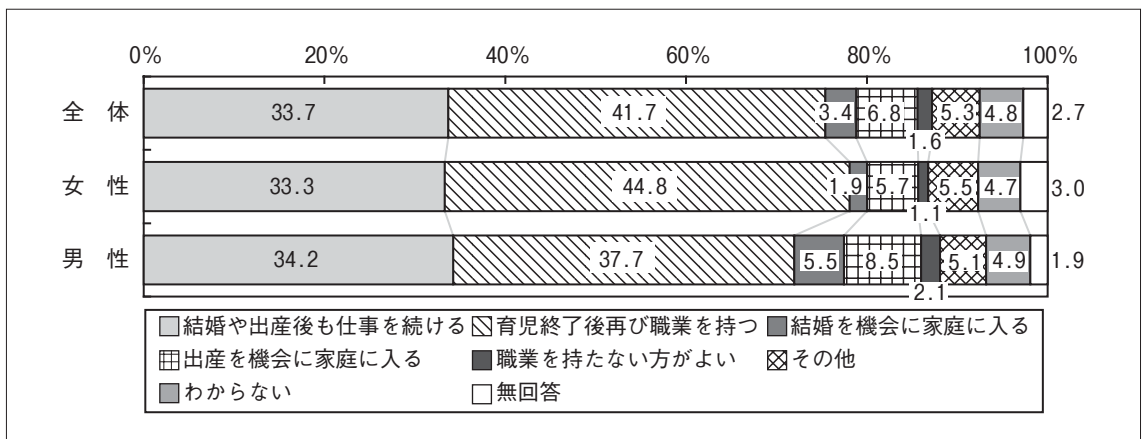
資料：国勢調査

### ■仕事と家庭を両立するために必要なこと



資料：2003年市民アンケート調査

### ■女性が職業を持つことについて



資料：2003年市民アンケート調査



## 基本方針の考え方

女性が働く意欲と能力を十分生かすことができるよう、雇用における男女平等の啓発に努めるとともに、女性が働くことについての意義や、女性自身が職業人としての自覚や自信が持てるよう、市民に対する啓発に努めます。

また、子育て後の再就職を希望する女性、商工業や農業等の自営業及びその従事者として働く女性、家庭での内職やS O H O<sup>\*</sup>など在宅ワークをする女性、起業家を志す女性、ひとり親家庭の親、高齢者、障がい者など、その就労形態やニーズも多様なものがあり、こうした多様な就労ニーズに対応した就労支援に努めます。

さらに、男女労働者が心身共に健康でゆとりある働き方ができるよう、行政と関係機関とが連携し、環境整備の促進を図ります。

## 基本施策とその内容

### 基本施策9 労働における男女共同参画を進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働に関する権利や救済手段の知識を身につけることのできる講座の開催</li> <li>●事業主を対象とした、男女格差を解消する雇用管理上の義務や職場慣行の見直し等についての啓発</li> <li>●雇用機会や職場における待遇など男女共同参画推進のための労働関係法の趣旨や内容の周知</li> <li>●ひとり親家庭の親など、就労困難者の経済的自立を促進するため、事業者等に対する啓発・指導の促進</li> <li>●男女共同参画を進める事業所の表彰制度の導入と実践例など情報提供の推進</li> </ul>
②性別にとらわれない労働観教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校、家庭、地域において性別にとらわれない就労意識、職業選択意識を持てるような指導、情報提供の推進</li> </ul>

### 基本施策10 多様な働き方を支援します

施策項目	具体的な施策・事業
①就職等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関・団体等の連携を強化し、女性の職業能力開発や技術・資格取得の機会の提供</li> <li>●学生の就業意識を高めるため、インターンシップ<sup>*</sup>等の就業体験の場の提供</li> <li>●関係機関との連携による求人情報等の情報の収集・提供による再就職支援</li> <li>●乳幼児等のいる女性の就職活動支援のための保育サービスの提供</li> <li>●シルバー人材センター事業の推進</li> </ul>



施策項目	具体的な施策・事業
②商工自営業や農業における女性の地位向上と男女のパートナーシップの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性の商工業、農業における技術・経営管理能力の向上</li> <li>●商工自営業や農業に従事する女性の健康面、労働状態等の実態の把握</li> <li>●商工自営業に従事する女性の情報交換及びネットワークづくりの支援</li> </ul>
③女性の起業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携による起業希望者への技術情報及び学習機会等の提供</li> <li>●女性起業家との交流機会の提供</li> </ul>

### 基本施策11 男女労働者の働きやすい環境づくりを進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業主に対する労働時間短縮や休業制度の運用促進を図るための啓発</li> <li>●母性保護の充実についての事業主等への啓発</li> </ul>
②労働に関する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携による労働に関する相談窓口の設置</li> <li>●関係機関・関係課との連携強化による労働関係情報の収集と提供</li> <li>●セクシュアル・ハラスメント<sup>*</sup>の防止に関する啓発</li> <li>●働く女性の交流・連携の促進</li> </ul>
③多様な就業形態に関する就業環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民、労働者、事業主等に対する多様な就業形態に関わる法律等の周知</li> <li>●関係機関と連携し、事業主に対する労働条件向上への働きかけ</li> <li>●パートタイム労働者等の労働条件向上への普及・啓発</li> </ul>

#### 地域での取り組み

- 研修・講座などを活用し、女性の技術力や経営力の向上を図り、女性も経営に積極的に参画しましょう。
- 事業者等では、女性の職域拡大や管理職への参画などに向けた積極的改善措置の取り組みを進めましょう。
- 事業者等では、「パートタイム労働法」<sup>\*</sup>、「労働者派遣法」、「育児・介護休業法」などにおける労働者の権利について熟知し、法を遵守しましょう。
- 働く女性やこれから働きたい女性、起業をめざす女性など、お互いが支え合い、向上できるように、ネットワークづくりに参画しましょう。
- 地域での子育て支援や介助など必要とされているサービスについて、事業の創出に取り組んでみましょう。
- セクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>等職場や労働に関する悩みは、相談窓口を活用しましょう。
- 事業者等では、男女が共に育児休業や介護休業がとりやすい環境を整えましょう。

## 基本方針5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援します

### 現況と課題

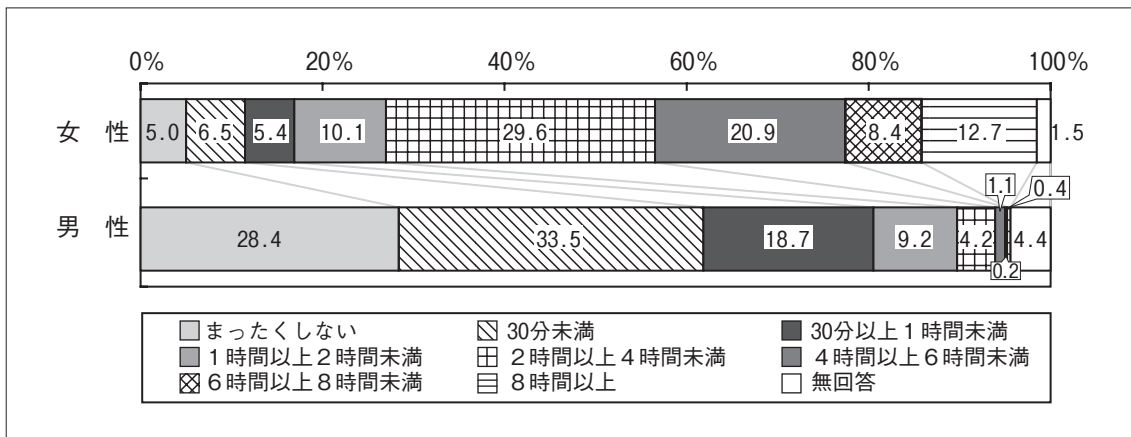
固定的な性別役割分担意識<sup>\*</sup>の根強い社会の中では、女性の経済的自立についての社会の期待や本人の訓練が十分とはいえ、そのことが女性の生き方の選択肢を狭めていたといえます。また、男性は効率優先の経済システム、社会構造の中で、企業戦士として仕事中心の生き方を強いられ、生活的自立や地域活動への参加が十分とはいええない状況がありました。

しかし、経済の低成長や高度情報化の進展、環境と共生する社会の構築など社会経済システムの見直しが迫られている中で、仕事と家庭の両立を望む男性も見られ、男女が共に仕事と家庭生活や地域の活動に参加できるように、労働時間の短縮やワークシェアリング<sup>\*</sup>の導入、育児・介護休業制度などの活用しやすい労働環境の整備、保育・介護サービス等の充実が必要です。

また、核家族化やコミュニティ意識の希薄化が進んでいる中で、孤立化しストレスや問題を抱える子育て中の母親や、子育てしながら趣味や学習、ボランティア活動等を希望する人等も多くなっています。さらには、子どもの社会性や心身の健やかさ、たくましさなどについて、社会全体で子育て・子育てを支援することが求められています。

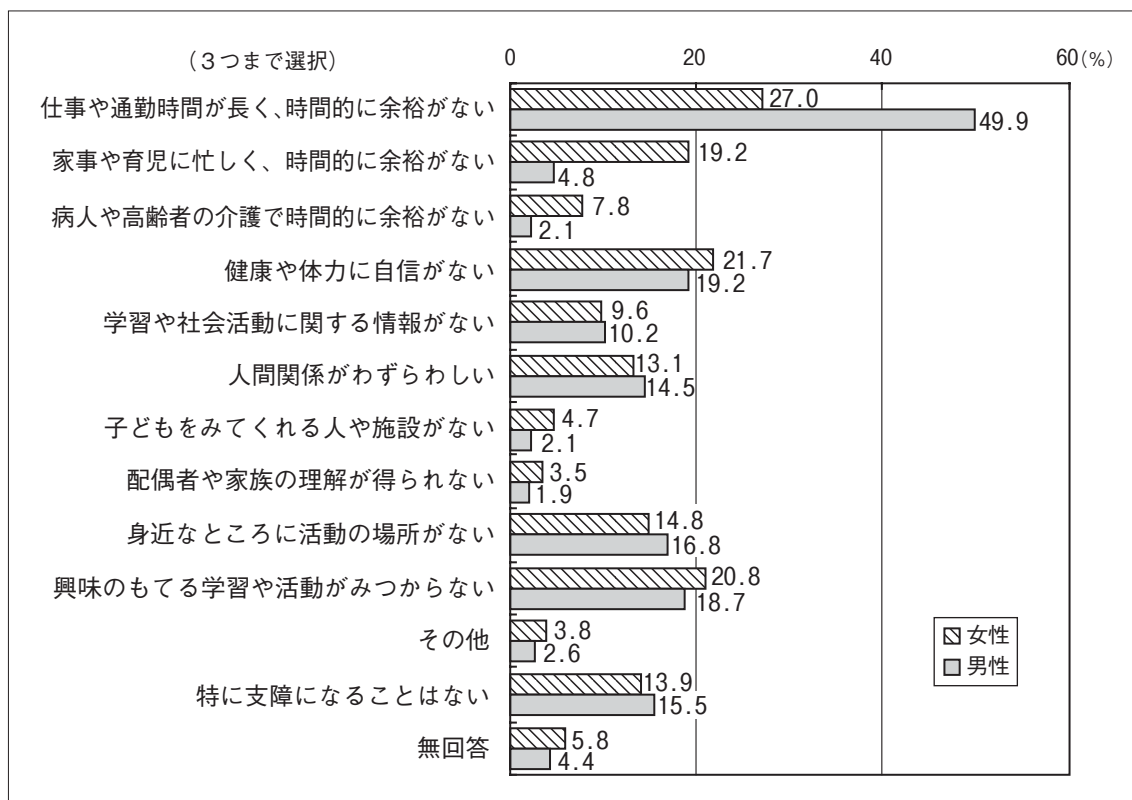
さらに、家庭は、家族の安らぎの場であるとともに、家族が互いに協力し、支え合い、愛情によるきずなを深め、心身共に健やかに過ごす場として、男女が互いに家庭の重要性を認識することが必要です。

■平日の家事時間



資料：2003年市民アンケート調査

## ■地域活動する上で支障になること



資料：2003年市民アンケート調査

### 基本方針の考え方

男女共同参画社会では、男女が互いに家族としての責任を担い、また、社会から必要な支援を受けながら、仕事と家庭・地域生活のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

特に仕事中心の生活で、地域とのかかわりが少ない男性にとって、退職後の生活を豊かにするためにも、また、生活的自立を図る上でも、家庭生活や地域生活への参画が求められます。地域生活では、男性の参加により地域でのさまざまな活動が活性化されることも期待されます。

そのため、地域との連携を強化し、子育てや介護支援サービスの充実に努めるとともに、男性の生活的自立を促進し、家庭生活への参画を支援します。

また、男女が共に豊かな地域生活を送れるよう、生涯学習、ボランティア活動等への参加を支援します。

## 基本施策とその内容

### 基本施策12 子育てや介護を支援します

施策項目	具体的な施策・事業
①子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育施設の拡大</li> <li>●認可外保育への支援や病後時保育等保育サービスの充実</li> <li>●在宅保育者に対する子育て支援サービスの充実</li> <li>●学童保育、子どもの居場所づくり事業等放課後児童健全育成事業の充実</li> <li>●ひとり親家庭や障がい児及びその保護者などに対する支援の充実</li> </ul>
②介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険（在宅・施設）サービスや支援費制度によるサービスの充実</li> <li>●介護を担う人材の育成</li> </ul>
③相談・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て・介護に関する相談・情報提供の充実</li> <li>●介護を必要とする高齢者、障がい者や外国人への生活情報等の提供</li> </ul>
④地域での見守り・支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援の地域づくり、ネットワーク化の推進</li> <li>●子育てサークルの育成・交流支援</li> </ul>

### 基本施策13 男性の家庭生活への参画を進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭の実情に合った家事分担等について家族による話し合いの促進</li> <li>●広報紙や情報誌等による男性の家事参加等に関する啓発</li> </ul>
②男性の家庭生活への参画促進のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児休業、介護休業制度の利用の促進・啓発</li> <li>●父親による子育てサークルの育成支援</li> <li>●休日の授業参観の実施など父親の参加促進</li> <li>●学校等における育児体験学習等、青少年の乳幼児と触れあう機会の拡充</li> <li>●学校での家族のあり方等の指導の充実</li> <li>●男性のための家事・育児・介護教室の開催</li> </ul>

## 基本施策14 地域活動における男女共同参画を進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●さまざまな活動に取り組んでいる団体、グループのネットワーク化の支援</li> <li>●講師や指導者等地域の人材の積極的な活用とリーダー養成の推進</li> </ul>
②ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアの育成や活動の推進、ボランティア団体の支援</li> <li>●地域福祉<sup>*</sup>の推進等、身近な地域での子どもや障がい者、高齢者等の見守り・支援活動の促進</li> <li>●企業のボランティア休暇制度の導入促進、企業のボランティアや地域貢献等、企業との連携による勤労者の参加促進</li> <li>●ボランティア養成講座等の充実</li> </ul>
③国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人住民との身近な国際理解や交流の機会の充実</li> <li>●先進国の取り組みや発展途上国の女性の人権問題等国際的な女性問題や男女共同参画に関する情報の収集・提供</li> <li>●国際交流を推進する人材の育成</li> </ul>
④まちづくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりの課題や地域の課題を学習できる講座や研修会の開催</li> </ul>
⑤多様な地域活動に参加できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習、ボランティア、国際交流等多様な活動情報の提供</li> <li>●障がい者や子育て中の男女等へのトイレや託児シート等の整備</li> <li>●子育て中の男女が参加できるように、託児サービスの充実</li> <li>●地域活動団体・グループ等の交流機会の充実</li> <li>●学校や集会所等身近な施設の活用促進</li> </ul>

### 地域での取り組み

- 家庭の仕事は、家族みんなで協力し、分担しましょう。
- 子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用しましょう。
- 地域でも子育て家庭や介護家庭を見守り、必要な人には支援しましょう。
- 地域の子育てネットワークには、子育て期の当事者だけではなく、多様な世代や男女が参加しましょう。
- 長い人生を豊かで生きがいのあるものにするため、男女共に生涯学習をはじめさまざまな地域活動に取り組みましょう。
- 事業者や福祉施設等は、青少年のボランティア体験の機会や場の提供に協力しましょう。
- 事業者は、企業の地域貢献として、ボランティア休暇制度や企業ボランティア活動などに取り組みましょう。
- 外国人住民との交流など、身近な地域で国際交流を始めましょう。
- 男女共に地域に関心を持ち、地域やまちづくりの課題等に対する理解を深め、できることから取り組みましょう。
- サラリーマンや青年層が積極的に地域の活動に参加するように、声をかけましょう。

## 基本方針 6 生涯を通じた心と身体の健康づくりを進めます

### 現況と課題

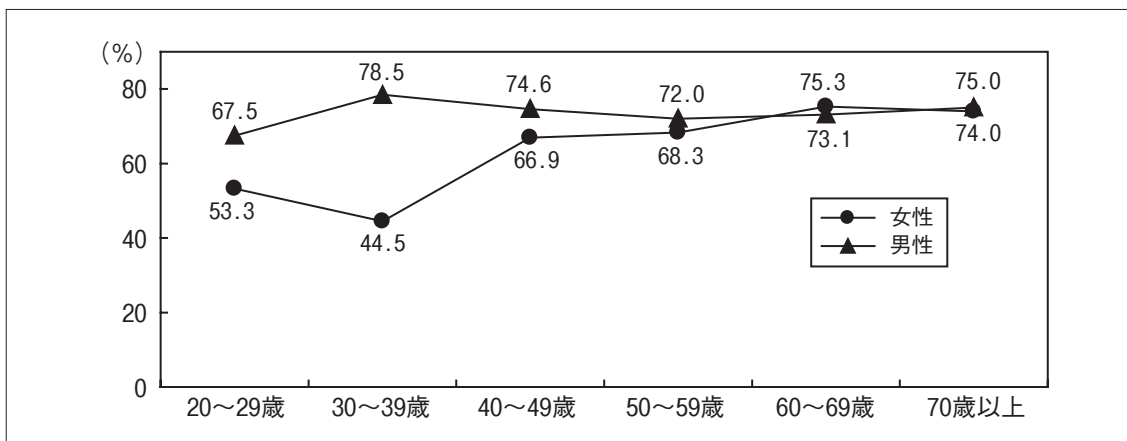
男女の平等は、互いの性と人権を尊重するとともに、自己の性や生命についても尊重することが基本です。しかしながら、全国的にも大人の性に対する倫理観の低下を反映し、性交渉や性感染症の低年齢化が見られるとともに、青少年の飲酒や喫煙など健康を損なう問題も見逃せません。また、子どもの食生活の乱れや生活習慣病なども見られ、食育の取り組みをはじめ健全な生活習慣の確立が求められています。

長い一生を心身共に健康で過ごすためには、幼少期からの健康管理や健康づくりの積み重ねが重要で、男女が生涯を通じて自分の健康を管理し、保持・増進できるよう支援する必要があります。特に、女性は妊娠や出産の機能を有し、性のあり方や妊娠・出産について自己決定する権利を持つ主体であることの理解・認識を男女が共に有することが重要です。

健康診査の受診状況を見ると、子育て期の30代の健康診査の受診が低くなっています。また、自営業者は市等が各種健康診査を実施していますが、男女共に勤め人よりも低いことから、こうした方への受診の呼びかけを行う必要があります。

さらに、男性も40～50歳代の自殺が全国的に多いことから、高齢期に移行する年代の心の悩みや生活習慣病の相談など、精神保健をはじめ生活習慣病予防対策も充実する必要があります。

■性・年齢別健康診断の受診率



資料：2003年市民アンケート調査



## 基本方針の考え方

女性は、妊娠や出産の可能性があり、ライフステージ<sup>\*</sup>を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。とりわけ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ<sup>\*</sup>（性と生殖に関する健康／権利）は、女性の生涯を通じた女性自身の身体と性の健康及び権利、これに基づく性に関する自己決定権の考え方として、女性にとって重要な意味をもつものであり、この考え方を広く社会に浸透させ、男女が互いの性を尊重する意識を高める必要があります。

そのため、男女がお互いの性と生命について尊重することができるように、関係機関、学校、地域、家庭が連携し、性教育を推進するとともに、性や生殖、女性の自己決定権、エイズ<sup>\*</sup>や性感染症などについての理解・認識を深めます。

また、喫煙や飲酒、薬物乱用など、健康や生命を脅かす問題について、情報提供の充実や防止活動の普及・啓発を進めます。

高齢化に伴い、長い一生を心身共に健康で送り、生きがいを持って社会参画できるように、関係機関や地域との連携により、ライフステージ<sup>\*</sup>に応じた女性の健康づくり事業や各種健康診査を実施するとともに、健康に関する相談・指導の充実に努めます。

男性についても、特に心と身体の変化が大きな中高年世代の健康について、啓発や相談体制の充実に努めます。

## 基本施策とその内容

### 基本施策15 性と生命を尊重する意識を高めます

施策項目	具体的な施策・事業
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ <sup>*</sup> に関する意識の浸透	●性や妊娠・出産についての知識やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ <sup>*</sup> に関する啓発
②思春期等保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達段階に応じた性や生命の尊重に基づく性教育の推進</li> <li>●エイズ<sup>*</sup>、性感染症に関する正しい知識の普及・啓発</li> <li>●飲酒、喫煙、薬物使用等の弊害についての啓発</li> <li>●学校、家庭、地域との連携による食事、運動、睡眠等バランスのとれた健康づくりの推進</li> <li>●思春期における心身や性の悩み、不安の解消のための相談体制の充実</li> </ul>



## 基本施策16 生涯を通じた女性の健康づくりを進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①妊娠・出産期の保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子保健事業の推進</li> <li>●妊娠・出産・子育て期の心と身体の相談の充実</li> <li>●母子保健事業への男性の参加促進</li> <li>●健康教室、健康相談、健康診査時における託児サービスの充実</li> <li>●職場における母性保護の啓発</li> </ul>
②ライフステージ <sup>*</sup> に応じた健康管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康教育、健康相談の充実</li> <li>●各種健康診査の充実</li> <li>●思春期や妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各ライフステージ<sup>*</sup>の健康維持を支援するため、きめ細かな健康づくり事業の推進</li> </ul>
③健康づくり・体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年代や体力等に応じた運動・スポーツ活動の促進</li> <li>●食生活の改善の推進</li> <li>●地域での健康づくり推進リーダーの育成と地域での健康づくりの推進</li> </ul>

## 基本施策17 男性の心身の健康づくりを進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①中高年期の健康管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中高年期の健康維持を支援するためのきめ細かな健康づくり事業の推進</li> <li>●心の健康相談<sup>*</sup>の充実</li> </ul>
②健康づくり・体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年代や体力等に応じた運動・スポーツ活動の促進</li> <li>●食生活の改善の推進</li> <li>●地域での健康づくり推進リーダーの育成と地域での健康づくりの推進</li> </ul>

### 地域での取り組み

- 妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくる子どもについて理解を深めるため、男性も積極的に母子保健事業に参加しましょう。
- エイズ、性感染症<sup>\*</sup>について正しく理解しましょう。
- 飲酒や喫煙、薬物など健康を脅かす問題について正しく理解しましょう。
- 自らの健康に関心を持ち、健康診査を進んで受けましょう。
- 健康に不安や悩みを持った時は、早い時期に相談、診察を受けましょう。
- 地域での健康づくりや運動・スポーツ活動に参加し、自分に適した活動に継続して取り組みましょう。

## 基本方針7 だれもが安心して暮らせる環境を整えます

### 現況と課題

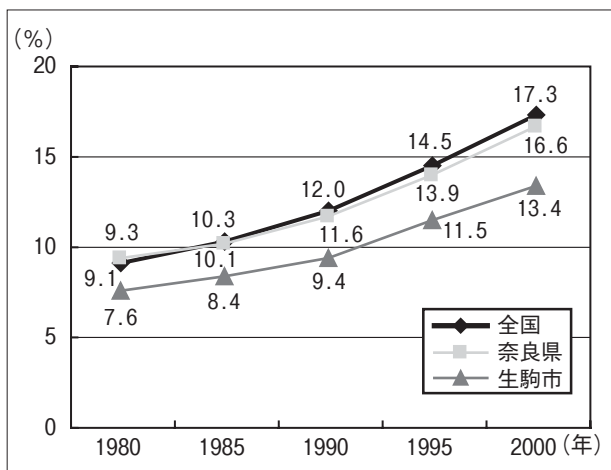
本市の高齢化率は、2000年（平成12年）国勢調査によると13.4%で、全国平均の17.3%や奈良県平均の16.6%に比べて低いものの、確実に高齢化が進み、そのスピードを速めています。高齢者は女性が57%を占め、また、高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯が46%とおよそ半数を占め、さらに、ひとり暮らしのうち、女性は実に78%となっています。

高齢期に対する不安は、男女共に生活費など経済的なことへの不安が高いものの、女性は「寝たきりになった時のこと」が男性より高く、男性は「配偶者に先立たれること」が女性より高くなっています。これについては、女性は配偶者や家族に対し介護負担をかけたくないという考えが、男性は日常生活や介護への不安が反映しているものと思われます。介護場所の希望についても、女性は施設入所・入院が在宅を上回るのに対し、男性は在宅希望率が高く、介護保険制度の導入から一定の期間が経過した中でも、介護についての男女の違いが見られます。

そこで若年層から高齢期を見通した生活設計の必要性を啓発するとともに、介護は男女が共に担うことの理解啓発や介護知識の普及を図る必要があります。

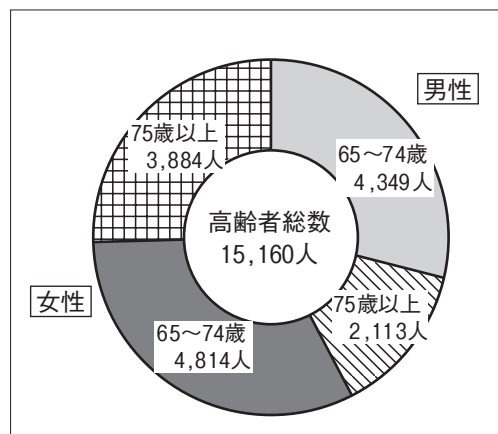
また、ひとり親家庭が増加している中で、特に経済的な基盤が弱い女性や、障がいがあるなど援護を必要とする家庭の自立支援が必要です。

■高齢化率の推移



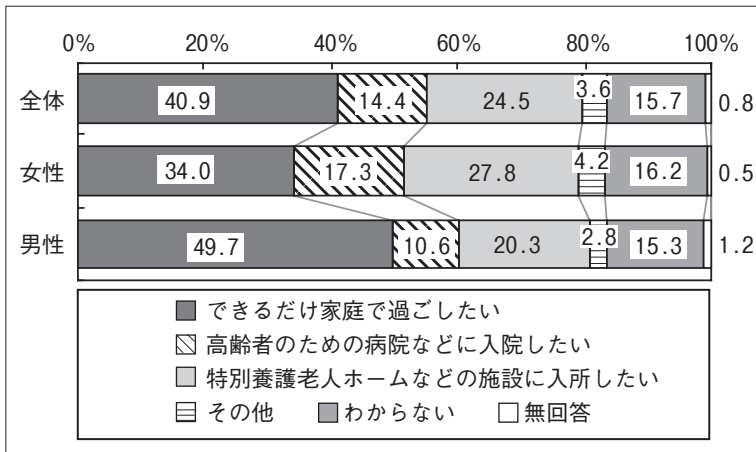
資料：各年国勢調査

■高齢者の性別構成(2000年(平成12年))



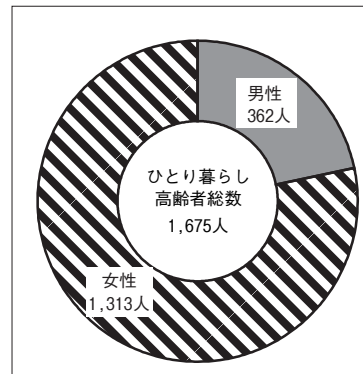
資料：国勢調査

### ■介護場所の希望



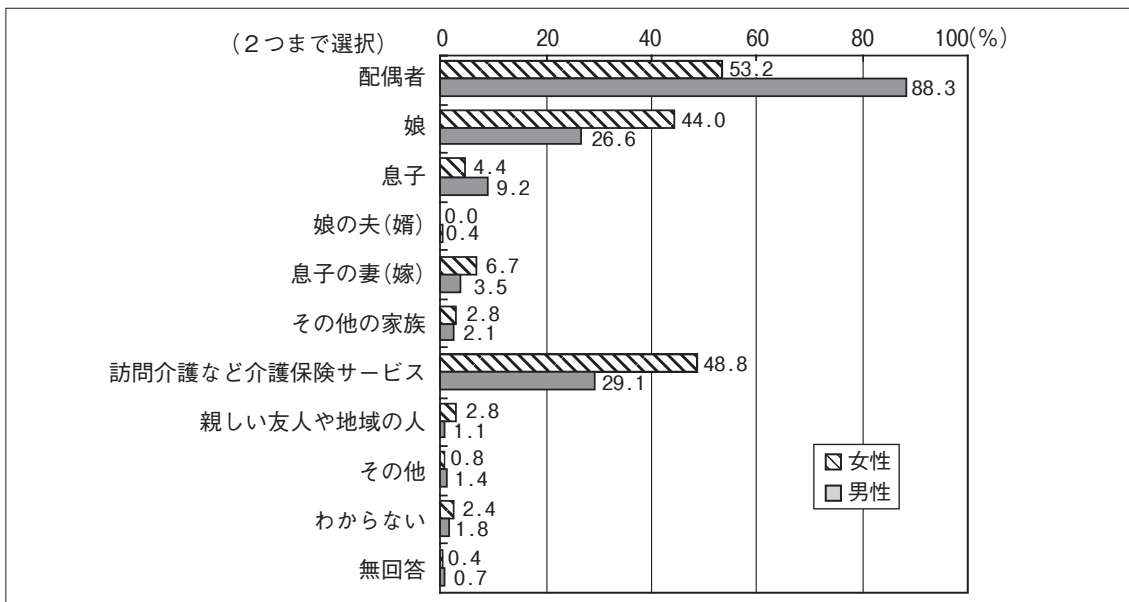
資料：2003年市民アンケート調査

### ■ひとり暮らし高齢者の性別構成



資料：2000年国勢調査

### ■在宅希望者の主な介護者の希望



資料：2003年市民アンケート調査

## 基本方針の考え方

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、障がい者（児）、ひとり親家庭などの援護を必要とする人が、住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活を送ることが重要です。

そのため、介護保険サービスや支援費制度によるサービス、保健福祉サービスの充実に努めるとともに、サービスを利用しやすいように、情報提供や相談体制の整備・充実に努めます。

また、経済的な自立を図るため、手当や助成などを行うとともに、就労困難者に対する就労支援に努めます。

さらに、看護や介護に男女が共に参画できるような講座等の開催や人材の育成を促進し

ます。

また、温かなふれあいと支え合いのある地域づくりを進めるとともに、だれもが安心して住め、行動できるように、人にやさしいまちづくりを推進します。

## 基本施策とその内容

### 基本施策18 援護を必要とする人の生活自立を支援します

施策項目	具体的な施策・事業
①ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭の親の経済的負担の軽減と就労支援</li> <li>●子育て家庭に対する短期子育て支援事業の充実</li> <li>●サービスに関する情報提供・相談体制の充実</li> </ul>
②高齢者や障がい者（児）の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度や支援費制度の普及・利用促進と介護保険サービス等の充実</li> <li>●介護予防・生活支援施策の推進</li> <li>●高齢者や障がい者の権利擁護のための事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度<sup>*</sup>についての利用促進</li> <li>●サービスに関する情報提供・相談体制の充実</li> <li>●高齢者や障がい者の経済的負担の軽減と就労支援</li> <li>●学習活動や世代間交流を通して、生きがいづくり事業の推進</li> </ul>

### 基本施策19 看護や介護への男女共同参画を進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①介護家族の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族介護支援サービスの充実</li> <li>●男女が共に看護や介護の知識や技術を習得できる講座や教室の開催</li> <li>●介護家族の交流の促進</li> </ul>
②看護や介護職への男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームヘルパー等看護や介護職を志す男女を育成するための研修会や講座の開催</li> </ul>

### 基本施策20 男女共同参画による福祉のまちづくりを進めます

施策項目	具体的な施策・事業
①地域福祉 <sup>*</sup> の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉<sup>*</sup>についての認識を深めるための啓発の推進</li> <li>●地域コミュニティ活動の活性化</li> </ul>
②安全で安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ユニバーサルデザイン<sup>*</sup>の視点による公共施設・交通機関等の整備</li> <li>●民生児童委員をはじめ地域団体による高齢者宅の巡回など、地域の安全対策と見守り体制の確立</li> <li>●介助、介護や看護を必要とする人が自立しやすい住宅づくりの促進</li> </ul>

## 地域での取り組み

- 介護サービスや保健・医療・福祉サービス、子育て支援サービス、経済的支援などについて、どのようなサービスがあるのか理解し、活用しましょう。
- 高齢者や障がい者、ひとり親家庭の親等は、ひとりで悩まずに気軽に相談するとともに、できることは積極的に参加しましょう。
- 介助、介護や看護を必要とする家庭では、住宅のバリアフリー化<sup>\*</sup>などに関心を持ち、改善に努めましょう。
- 自治会などで、子どもから高齢者までどんな交流ができるかを話し合しましょう。

基本方針 8 市民との協働による総合的な推進体制を整えます

現況と課題

男女共同参画施策の推進にあたり、庁内体制として1995年（平成7年）に管理職員による「男女共同参画施策推進会議」を設置するとともに、各部から中堅職員による「男女共同参画施策推進職員部会員」を選出し、研修や研究の成果を職員啓発紙として発行してきました。しかしながら、性別役割分担意識についてまだまだ男女差が大きく、男女共同参画を先導する役割を担う市行政としては、市職員等へのさらなる啓発を図っていく必要があります。

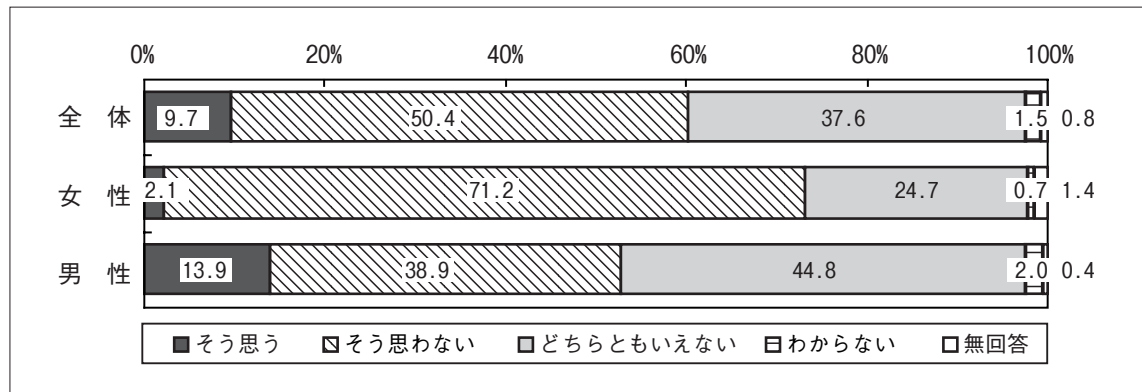
市民参画による推進体制としては、「男女共同参画施策推進懇話会」が設置され、進捗状況の点検等が行われています。今後も施策・事業についての点検と評価について引き続き進めていく必要があります。

また、「いとこま女と男 You&I フェスタ」の開催や女性情報誌「Vivid You&I」の発行にあたり、市民スタッフの参画を促したり、女性センター主催講座で、市民による企画運営制度を導入するなど、市民参画を進めてきました。

女性センターについては、主催講座や各種事業等の機能について、より一層広報紙等を通じ周知していく必要があります。

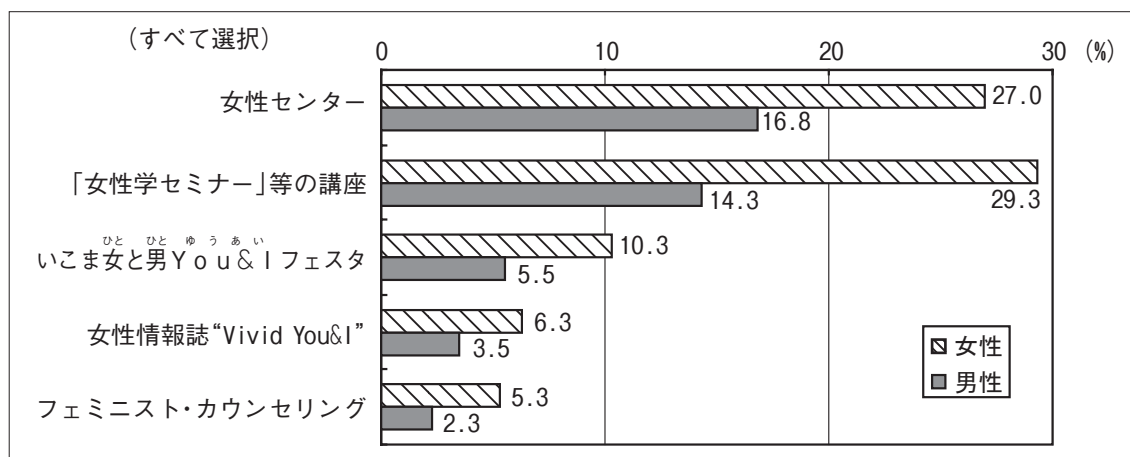
■市職員の性別役割分担意識\*

（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）



資料：2003年職員アンケート調査

## ■生駒市の女性センター関連事業の認知率



資料：2003年市民アンケート調査

### 基本方針の考え方

市政全般にわたり、男女共同参画の視点が反映されているか配慮する必要があります。そのため、施策・事業の推進にあたっては、担当課のみならず、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に取り組めるような庁内連携体制の整備に努めるとともに、市役所自体が男女共同参画を推進するモデル的な事業所として男女が共に活躍できる職場づくりを進めます。

さらに、男女共同参画社会の形成は、市民一人ひとりの意識改革や行動、事業者等地域のさまざまな主体の取り組みが重要であり、その連携強化に努めます。

また、男女共同参画に対し市民の一層の理解を深めるための条例の制定等について検討します。

女性センターは、男女共同参画に関する啓発の拠点として、また、市民に対する相談や情報提供、学習や交流等の拠点として、一層の機能の充実や体制の整備に努めます。

### 基本施策とその内容

#### 基本施策21 庁内における推進体制を強化します

施策項目	具体的な施策・事業
①全庁的推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画の総合的・効果的な実施を促進するため、「生駒市男女共同参画施策推進会議」による計画の進行管理</li> <li>●職員の意識啓発と計画の課題の抽出・改善を図るため、「生駒市男女共同参画施策推進職員部会」の調査・研究等の活動の充実</li> <li>●男女共同参画所管部課の専管化</li> </ul>
②関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県女性センターをはじめとする県所管課及びその他の関係機関との連携強化</li> <li>●近隣市町村等との連携による情報交換、協力体制の強化</li> </ul>



施策項目	具体的な施策・事業
③男女共同参画のモデル 職場としての取り組み の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女の職域の相互拡大による能力の活用の促進</li> <li>●昇任選考試験の受験の奨励や女性管理職の登用の拡大</li> <li>●庁内各部における男女共同参画推進リーダーの養成</li> <li>●セクシュアル・ハラスメント<sup>*</sup>の相談しやすい環境整備</li> <li>●子育て支援として育児休業等男性の取得の促進</li> <li>●男女共同参画関連職員研修の機会・内容の充実と研修受講職員の拡大</li> </ul>

### 基本施策22 市民参画による推進体制を整えます

施策項目	具体的な施策・事業
①計画の点検・評価等体 制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「生駒市男女共同参画施策推進懇話会」による計画の点検・評価</li> <li>●男女共同参画条例制定等の検討</li> </ul>
②市民、団体、事業者等 との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民スタッフとの協働による施策・事業の推進</li> <li>●市民や各種団体・NPO<sup>*</sup>等の活動の支援</li> <li>●先進的事業者等との連携や情報提供</li> </ul>
③苦情や意見への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県等関係機関等との連携強化</li> <li>●苦情処理機関の設置に向けての調査、検討</li> </ul>

### 基本施策23 女性センター機能を充実します

施策項目	具体的な施策・事業
①相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●DV<sup>*</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>*</sup>の被害を受けた女性のための相談体制の充実</li> <li>●各課、関係機関等との連携による総合的な相談体制の整備</li> </ul>
②情報収集・提供機能の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報コーナーにおける男女共同参画等関連図書・資料の充実</li> <li>●男女共同参画関連の調査・研究の推進</li> <li>●各課、関係機関等との連携による情報収集・提供機能の充実</li> <li>●女性情報誌の発行やホームページの活用による情報提供機能の充実</li> <li>●関係機関・団体等との連携による女性のチャレンジを支援するための各種情報の提供（再掲）</li> <li>●人材リストの作成による女性人材の把握と活用の促進（再掲）</li> </ul>
③学習・研修機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性学セミナー等の各種講座の開催やいこま女と男You&amp;Iフェスタなど講演会等の開催</li> <li>●県等が主催する男女共同参画リーダー養成講座等への参加の促進</li> <li>●女性のエンパワーメント<sup>*</sup>に向けた意識啓発と学習活動への支援（再掲）</li> </ul>
④交流機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人や団体・グループ等の活動の支援</li> <li>●個人や団体・グループ等の交流ネットワークづくりの支援</li> </ul>
⑤女性センター利用者の 利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講座等開催における多様な開講日、時間、場所等の工夫</li> <li>●市民の利用しやすい開館時間等の拡大</li> <li>●子育て中の男女の参画を促すための託児サービスの充実</li> <li>●障がいのある人などが利用しやすい設備・サービスの充実</li> </ul>

## 地域での取り組み

- 本計画がどのように進められているのに関心を持ってみましょう。
- 本市の男女共同参画イベント等に市民スタッフとして参加してみましょう。
- 家庭や団体・グループ、職場などで、男女共同参画について考え、身近なことから取り組んでみましょう。
- 地域での経験やさまざまな事例に学び、改善できることを積極的に提案しましょう。
- 女性センターでどんなことが行われているのか、セミナー等に参加してみましょう。